

韓国知的財産ニュース 2025 年 5 月前期

(No. 532)

発行年月日：2025 年 5 月 21 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、5 月 1 日から 15 日までの韓国知的財産ニュースなどをまとめたものです。

法律、制度関連

- 1－1 【法案提出】弁理士法の一部改正法律案（議案番号：2210297）
- 1－2 【法案提出】発明振興法の一部改正法律案（議案番号：2210503）

関係機関の動き

- 2－1 韓国特許庁、「発明の日 60 周年」を迎えて「KIPRIS 検索マラソン」イベントを開催
- 2－2 韓国特許庁、欧州特許庁・ドイツ特許商標庁とバイ会合を実施
- 2－3 韓国特許庁、「ネットゼロチャレンジ X」参加のスタートアップと懇談会を実施
- 2－4 韓国特許庁、カンボジアで韓国型発明教育モデルを普及する ODA 事業を実施
- 2－5 国際知識財産研修院、発明の日 60 周年を迎えて青少年向け AI 活用発明教育を実施
- 2－6 韓国特許庁、光復節 80 周年・発明の日 60 周年を記念して特許・商標の最多登録者を発表
- 2－7 産業部・特許庁・慶尚国立大学、発明の日 60 周年を記念して「技術安保カンファレンス」を開催
- 2－8 韓国特許庁、「第 15 期 IP マイスタープログラム」の参加者を募集
- 2－9 特許審判院、発明の日 60 周年を記念して青少年向け「進路体験教室」を実施
- 2－10 韓国特許庁、韓国産業技術振興院と共に技術移転・事業化エコシステムづくりに向けた政策懇談会を実施
- 2－11 韓国特許庁、慶北(キョンブク)大学と「大邱・慶北 IP SHOW」を開催
- 2－12 韓国特許庁、産業財産権紛争調停委員会の発足 30 周年記念式を開催
- 2－13 韓国特許庁、光復 80 年・発明の日 60 周年を迎え「主要国における在外韓国人による発明、特許出願・登録に関する歴史的研究」の結果を発表

模倣品関連および知的財産権紛争

- 3－1 営業秘密の海外流出行為の早期発見に向け通報報奨金制度を盛り込んだ改正不競法が国会で成立
- 3－2 模倣品個人輸入への取り締まりの法的根拠を明確化する改正商標法が国会で成立
- 3－3 韓国特許庁、5月「家庭の月」を控え出産・育児用品にかかる知財権の虚偽表示の取締りを実施

デザイン（意匠）、商標動向

- 4－1 韓国特許庁、企業の経営戦略に役立つ直近10年の商標登録出願ビッグデータ約230万件を公開

その他一般

※今号はありません。

法律、制度関連

1－1 【法案提出】弁理士法の一部改正法律案（議案番号：2210297）

議案情報システム（2025. 5. 1.）

議案番号：2210297

提案日：2025年5月1日

提案者：クォン・チルスン議員（共に民主党）外10人

提案理由及び主要内容

現行法では、弁理士は特許、実用新案、意匠又は商標に関する事項の訴訟代理人となることができると定めているが、実務上の判例及び解釈からみて登録無効、権利範囲確認等審決取消訴訟等行政訴訟に限って弁理士の訴訟代理権を認めている。

特許権侵害訴訟、損害賠償、権利移転等民事訴訟の場合においても弁理士の専門性を活用する必要があるが、高度の法律知識、公正性及び信頼性が求められるとの理由により、弁護士にのみ訴訟代理を認めているため、民事訴訟において弁理士が代理をすることができるよう制度的改善が必要だとの意見が提起されている。

従って、民事訴訟においても弁理士の専門性が十分活用されるよう、弁理士が法院から許可を受けた場合は民事訴訟において代理をすることができるように見直すことで、知財権をより手厚く保護する目的である（案第8条第2項から第4項までを新設）。

弁理士法の一部改正法律案

弁理士法の一部を次のように改正する。

第8条の題目外の部分を第1項に改め、同条に第2項から第4項までをそれぞれ次のように新設する。

②第1項にもかかわらず、弁理士は特許権、実用新案権、意匠権又は商標権の侵害に関する民事訴訟においては法院からの許可を得て訴訟代理人となることができる。

③第2項に基づき弁理士が訴訟代理人となることができる事件の範囲、代理人の資格等に関する具体的な事項は大法院規則で定める。

④法院は大法院規則で定める事由がある場合には第2項に基づく許可を取り消すことができる。

附 則

この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

1 - 2 【法案提出】 発明振興法の一部改正法律案（議案番号：2210503）

議案情報システム（2025. 5. 13.）

議案番号：2210503

提案日：2025年5月13日

提案者：クオン・ヒャンヨプ議員（共に民主党）外10人

提案理由及び主要内容

現行法では、法人の役員等が職務に関する発明を活発に行うよう奨励し支援するための施策について定め、従業員等が特許権等権利を使用者等に承継するか、専用実施権を設定した場合、正当な報奨を受けることができるよう定めている。

しかし、使用者が正当な報奨をしなくてもそれによる大きな不利益を受けることがなく、職務発明をした従業員は法律上定められた権利が得られないとの指摘がある。とりわけ、裁判所においても職務発明報奨金は事業者に比べて弱い立場にある従業員の権益を保護し発明の振興を図るために認められるものであって、強行規定であるため報奨金に制限のある契約や勤務規定は無効だと判決（ソウル高等法院 2009. 8. 20. 宣告 2008ㄴ119134判決）したことがある。

従って、特許庁長に対し職務発明報奨に関する実態調査を実施するようにし、使用者等

が大統領令で定める基準により報奨規定を作成するよう見直す目的である。また、職務発明審議委員会を構成しないか審議を行わない者に対し処される罰金を2千万ウォン以下に引き上げ、産業財産権紛争調停委員会について出席義務を定める改善策を設けることで、職務発明を奨励しその発明について正当な報奨が行われるように見直すことにより、産業技術の競争力を高める目的である（案第11条の3の新設等）。

法律第 号

発明振興法の一部改正法律案

発明振興法の一部を次のように改正する。

第11条の3を次のように新設する。

第11条の3（職務発明報奨に関する実態調査）①特許庁長は第11条第1項に基づく職務発明報奨制度の支援施策の策定・施行のために、毎年職務発明報奨の現況に関する実態調査を実施しなければならない。

②特許庁長は第1項に基づく実態調査のために使用者等に対し職務発明報奨の現況等、大統領令で定める資料の提出や意見の陳述を求めることができる。この場合、使用者等は特別な事由がなければその要請に従わなければならない。

③第1項に基づく実態調査の内容及び方法と第2項に基づく資料及び意見の提出に必要な事項は大統領令で定める。

第15条第2項に後段を次のように新設する。

この場合、使用者等は発明の経済的価値と従業員等の寄与度を考慮する等、大統領令で定める基準に基づき報奨規定を作成しなければならない。

第18条第2項の本文及び但し書の中「30日」をそれぞれ「60日」にする。

第45条第2項を第3項に改め、同条に第2項を次のように新設する。

②調停当事者は正当な事由なしに第1項による出席の要求を拒否してはならない。

第60条第2項及び第3項をそれぞれ第4項及び第5項に改め、同条第1項を第2項に改め、同条に第1項を次のように新設し、同条第2項（従前の第1項）第1号を削除し、同項に第4号の2を次のように新設し、同条に第3項を対木のように新設し、同条第5項（従前の第3項）の中「第1項及び第2項」を「第1項から第4項までに」にする。

①第18条第3項を違反して審議委員会を構成しないか審議を行わない者に対し2千万ウォン以下の罰金を科す。

4の2. 第45条第2項を違反して正当な事由なしに出席の要求に従わない者

③第15条第2項前段を違反して報奨規定に従業員等に知らせなかった使用者等に対し500万ウォン以下の過料を科す。

附 則

第1条（施行日） この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

第2条（職務発明審議委員会への審議の要求期限に関する適用例） 第18条第2項の改正規定は同法施行以降第18条第1項に基づき従業員等が使用者等に対し職務発明審議委員会の審議を要求した場合に適用する。

関係機関の動き

2-1 韓国特許庁、「発明の日 60 周年」を迎えて「KIPRIS 検索マラソン」イベントを開催

韓国特許庁（2025. 5. 1.）

5 月 1 か月間、知財を楽しく、身近に感じる国民参加型プログラムを実施！

韓国特許庁は、発明の日 60 周年を迎えて国民の知財への関心を高めるために、5 月 1 日木曜日から 31 日土曜日まで「KIPRIS 検索マラソン」イベントを開くと発表した。

今回のイベントは、知財情報検索サービスウェブサイト（KIPRIS、www.kipris.or.kr）にて毎週行われ、今年 2 月改編された KIPRIS にて知財の価値や活用方法を身に着けることができる内容である。

※知財情報検索サービス（KIPRIS）：特許、意匠、商標など国内外の知財情報を無料で検索・閲覧できる大衆向け情報検索システム

< 「KIPRIS 検索マラソン」イベントの日程 >

日程	イベントテーマ	内容
1 週目 5. 1. (木)～5. 11. (日)	KIPRIS 検索体験	・ KIPRIS ガイドブック漫画版を配布
2 週目 5. 12. (月)～5. 18. (日)	挑戦！KIPRIS ゴールデンベルクイズ	・ KIPRIS で検索して知財クイズを解く
3 週目 5. 19. (月)～5. 25. (日)	先祖の発明特許を探せ	・ 先祖発明家による優秀な発明の特許明細書を検索する
4 週目 5. 26. (月)～5. 31. (土)	発明歴史のパズルを解く	・ 世界の有名な発明の歴史の順番を答える

1 週目に開かれる「KIPRIS 検索体験」イベントでは、漫画版の利用ガイドブックが公開さ

れる。ガイドブックは KIPRIS ウェブサイトや全国の教育機関に電子資料と冊子の形で提供され、KIPRIS の活用方法をわかりやすく解説している。

2 週目には「挑戦！KIPRIS ゴールデンベルクイズ」が行われる。KIPRIS で検索して知財クイズを解く形で、検索サービスと知財情報を身に着ける内容である。

発明の日（5 月 19 日）がある 3 週目には「先祖の発明特許を探せ」イベントが行われる。参加者が先祖発明家の優秀な発明の特許 14 件※について KIPRIS で検索して関連資料を確認する形で、先祖の創意的な発明について興味を高める内容となっている。

※亞字房オンドル（アジャバンオンドル、暖房装置）、金属活字を活用した印刷方法、観象監視天台（天文観測器具）、自撃漏（チャギョンヌ、水時計）、仰釜日晷（アンブイルグ、日時計）、測雨器（チュグギ、雨量計）、神機箭機火車（シンギジョンギファチャ、発射装置）、鉛銀分離法（銀を抽出する技術）、亀甲船（コブクソン、軍艦）、飛撃震天雷（信管装置）、渾天時計（ホンチョンシゲ、天文時計）、石氷庫（ソッピング、天然の冷蔵庫）、風旗台（ブンギデ、風向・風速観測器）、挙重機（コジュンギ、重いものを持ち上げる機械）、

最後の 4 週目には「発明歴史のパズルを解く」イベントを実施する。世界の有名な発明品にまつわるクイズを解いて科学技術の発展や発明の重要性について認識を高める内容である。

4 週のすべてのイベントに参加した完走者には「検索マラソン完走認定証」と抽選で景品を提供する予定であり、詳細は KIPRIS ウェブサイト（www.kipris.or.kr）にて確認できる。

特許庁の産業財産情報局長代行は「今回の発明の日 60 周年記念イベントを機に、より多くの方々が知財を身近に感じるきっかけになってほしい」とし、「今後も知財情報を簡単かつ便利に活用できるよう最善を尽くす」と述べた。

2-2 韓国特許庁、欧州特許庁・ドイツ特許商標庁とバイ会合を実施

韓国特許庁（2025. 5. 1.）

EPO と欧州単一効特許制度の説明会の実施に合意、ドイツと AI や新技術など知財懸案に関する MOU 改正を締結

韓国特許庁は 4 月 30 日水曜日、ドイツ・ミュンヘンで欧州特許庁（European Patent

Office (EP0)) およびドイツ特許商標庁 (German Patent and Trade Mark Office) とそれぞれバイ会合を開き、両庁間の主要懸案について意見を交わし、協力策について議論した。

韓国のキム・ワンギ庁長と EP0 の António Campinos 長官は、ユーザーフレンドリーな知財制度の改善の重要性について認識を共有し、2023 年 6 月に導入された欧州単一効特許制度について韓国ユーザー向け説明会を開くことで合意し、産業界で主要テーマに浮上している「グローバルな特許譲渡 (Global Assignment) 」の効果的な導入に向けた協力策について議論した。また、両長官は特許など知財権を有するスタートアップを対象に資金調達をサポートする情報マッチングシステムの必要性について共感し、知財事業化や金融活性化を図る両庁の政策や制度などについて活発に情報を交換することで合意した。

※グローバルな特許譲渡：特許権者が特許権の譲渡申請書を韓国、米国、日本、中国、欧州の五庁（知財先進 5 か国庁 (IP5) ）の一つに提出すれば、他の四庁でも同一の譲渡効力を認める制度

続いて開かれた韓国・ドイツ長官会合では、1994 年締結以降 31 年ぶりに MOU を改正・締結し、人工知能 (AI) 関連知財行政および特許審査事例など実務上の協力を含む知財包括協力策の内容を盛り込んだ。両庁は、AI、グリーン技術など新技術分野において審査結果を比較・分析する審査官交流事業の再開に合意し、迅速かつ正確な審査に向けた特許共同審査※プログラムについて実務者間の協議を経て 2026 年度から開始することにした。

※特許共同審査 (Collaborative Search Program、CSP) : 両国に同一の発明の特許出願がされた場合、両庁の審査官が共同で調査しその結果を共有して迅速な審査結果を提供する

一方、キム庁長は長官会合の開催に先立ち、4 月 29 日火曜日、KOTRA ミュンヘン貿易館にて欧州知識財産センター、サムスン電子や LG エナジーソリューションの知財担当者、在欧韓国人知財権専門家協会 (KIPEU) 所属の弁理士と懇談会を開き、ドイツに進出している韓国企業側から知財関連の相談や建議事項について意見を集め、解決策について議論した。

キム庁長は「最近の通商環境の変化を受けて欧州市場の重要性が高まっている中、今回、EP0 およびドイツ特許商標庁と長官会合を開いたことは、欧州に進出している韓国企業の知財権確保や保護の基盤を強化する上で非常に有意義である」とし、「韓国企業が海外市場に進出する上で特許や商標など知財権がネックになることがないように国際協力をより強化していく」と述べた。

2-3 韓国特許庁、「ネットゼロチャレンジ X」参加のスタートアップと懇談会を実施

韓国特許庁（2025. 5. 7.）

気候技術分野のスタートアップとのコミュニケーションを強化する

韓国特許庁は 5 月 7 日水曜日、韓国知識財産センター（ソウル市江南区所在）にて 2025 カーボンニュートラル・グリーン成長委員会の事業「ネットチャレンジ X※」に選ばれたスタートアップとともに気候技術分野の起業環境づくりに向けた懇談会を開いたと発表した。

※カーボンニュートラル・グリーン成長分野の「革新的な技術」を有するスタートアップを育てるために官民が協力してさまざまな特典を提供する国レベルのカーボンニュートラルプロジェクト

今回の懇談会は、特許庁が行うカーボンニュートラルにまつわるアイデアの事業化支援事業※に参加して「ネットゼロチャレンジ X」に選ばれた気候技術分野のスタートアップが知財を事業化する中で経験する困難や悩みについて聞き、今年スタートした「ネットゼロチャレンジ X」への意見を取り集めるために行われた。

※企業が抱える気候技術課題を解決するアイデアを特許庁「アイデア路」から集め、そのアイデアと特許情報を活用して製品開発の戦略を支援するオープン型製品革新事業

懇談会は、特許庁の事業と「ネットゼロチャレンジ X」の支援内容について紹介し、各企業から特許技術の説明、相談、質疑応答の順で行われた。参加企業は知財の事業化戦略、製品の商用化への支援、調達市場への進出などについて意見を示した。

特許庁長は「気候危機の対応にはカーボンニュートラル分野で革新的な特許を有するスタートアップの育成が求められる」とし、「気候技術分野のスタートアップが市場で競争力を高めるために『名品特許』の創出と事業化戦略への支援を強化していく」と述べた。

2-4 韓国特許庁、カンボジアで韓国型発明教育モデルを普及する ODA 事業を実施

韓国特許庁（2025. 5. 7.）

名品 K-発明教育、カンボジアに伝える！

2025 年から 2027 年まで 3 年間、カンボジアに韓国型発明教育モデルを普及する政府開発援助（Official Development Assistance、ODA）事業が始まる。

韓国特許庁は5月5日月曜日14時（現地時刻）、ソカシェムリアップリゾート&コンベンションセンター（カンボジア・シェムリアップ）にてカンボジアのKim Sethany 教育青少年体育省副大臣、Ouk Prachea 商務省副大臣と共に発明教育に関する ODA 事業の推進に向けた MOU を締結した。

MOU には、持続可能な発明教育制度の開発、「発明教育運営委員会」の発足、大衆向け認識向上など協力策が盛り込まれている。同事業により、「カンボジアの国家発明教育の総合計画」の策定、発明教育プログラムと教育資料の作成、教育者向け研修プログラムの開発、指定学校における発明教育教室の設置・運営など具体的な方策を実施していく考えだ。

韓国特許庁のモク・ソンホ次長は MOU の締結に先立ち、カンボジアの教育青少年体育省副大臣、商務省副大臣と高官級会合を開き、発明教育に関する ODA 事業の重要性や知財権の保護、商標データの交換、ワークプランの策定など昨年締結された両国間の知財分野における進化協力に関する MOU の実施状況について話し合った。

また、今回の MOU 締結後、事業を有効に行うために、参加機関※の高官らが参加する「発明教育運営委員会」を立ち上げ、韓国型発明教育モデルをカンボジアに導入するために力を合わせて取り組むことで合意した。

※（韓国）特許庁、（カンボジア）教育青少年省、商務省

今回の事業は、これまで韓国特許庁が積み重ねてきた発明教育のノウハウを共有することで、カンボジアの青少年たちが創造力豊かな人材へと成長できるようにサポートし、知財を基盤に成長を遂げてきた韓国の経験を開発途上国に普及する土台になると思われる。

モク次長は「国の経済成長において知財がますます重要になっている中で、カンボジアで革新的な人材育成を支援する発明教育は非常に意義のある ODA 事業だと思う」とし、「カンボジアに韓国型発明教育モデルを定着させる取り組みがきっかけとなり、今後世界へと広がる土台をつくりたい」と述べた。

2-5 国際知識財産研修院、発明の日 60 周年を迎えて青少年向け AI 活用発明教育を実施

韓国特許庁（2025. 5. 7.）

AI やロボットなど先端技術に親しむ教育の場を広げる

韓国特許庁の国際知識財産研修院は、発明の日（5月19日）60周年を迎え、青少年を対

象にさまざまな創意発明教育（5月7日から28日まで）を行うと発表した。

今回の教育は、発明の日60周年を迎えて青少年たちに韓国の企業や発明家が積み重ねてきた技術革新の歴史を紹介し、人工知能（AI）といった新技術を活用して創意的な問題解決の方法を教えることで、未来の発明家への夢を育む機会を提供するためである。

教育は事前申し込みを受け付けた国内5つの学校※を対象に行われ、国際知識財産研修院（大田市儒城（ユソン）区）にて行われる2泊3日の合宿コースと、学校に訪問して行う1日体験コースにわけて実施する。

※新光（シングァン）中学校（光州（クァンジュ））、金塘（クムダン）中学校（光州（クァンジュ））、錦山東（クムサンドン）中学校（忠南（チュンナム））、鷄龍（ケリョン）デシル小学校（忠南（チュンナム））、成徳（ソンドク）中学校（忠南・大田（テジョン））

教育の内容は、「発明の基礎と理解」など基礎講座では韓国の企業がこの60年間発明して特許権を取得している製品などを紹介して発明への関心や誇りを高める。また、「人工知能を活用した融合発明品の製作実習」、「スパイクプライムロボットを活用するコーディング」など体験中心の授業を行い、AIやロボットといった先端技術に親しんでもらう。

特許庁の国際知識財産研修院長は「この60年間、韓国の産業発展はベビーブーマー世代が遂げてきた教育の成果だと思う」とし、「研修院は融合知識と創意力を基にこれからの60年を担う未来世代の発明家を育てるために取り組んでいく」と述べた。

同研修院が行う青少年向け創意発明教育プログラムは、毎年、国内の学校から申請を受けて実施しており、ほかにも国家発明人材館で運営している見学プログラムでは発明体験室、VR体験、創意発明体験館などさまざまな発明体験施設を利用できる。詳細については国際知識財産研修院ウェブサイト（iipiti.kipo.go.kr）にて確認できる。

2-6 韓国特許庁、光復節80周年・発明の日60周年を記念して特許・商標の最多登録者を発表

韓国特許庁（2025.5.8.）

特許登録1位はサムスン電子、商標登録1位はアモーレパシフィック

韓国で最も多くの権利を取得している特許権者はサムスン電子、商標権者は（株）アモーレパシフィックであることがわかった。

韓国特許庁は光復節 80 周年、発明の日 60 周年を迎え、大韓民国の産業発展や技術革新を率いる特許・商標の権利者の統計を調べた結果、最も多くの特許を登録している権利者はサムスン電子（134,802 件）、商標は（株）アモーレパシフィック（16,514 件）であることがわかった。

※1946 年特許法、1949 年商標法の制定以降から 2024 年 12 月までの累積登録件数を権利者名ごとに算出

【特許権の登録件数トップはサムスン電子、2 位 LG 電子】

韓国人による第一号特許は、独立有功者チョン・インホ先生が 1909 年に登録した馬の尾の毛で作った帽子にかかる特許であり、チョン先生はこの特許件で設けた収益などで独立運動を支援したという。独立以降は 1948 年中央工業研究所（現在、国家技術標準院）が出願した「硫化染料製造法（1948）」が第一号特許として登録され、その後、昨年末まで計 2,705,171 件の特許が登録された。2027 年には特許登録 300 万号を突破するとみられる。

これまで登録された特許をみると、登録件数 1 位は全体特許の 5.0%である 134,802 件を登録したサムスン電子である。1969 年電子分野の事業を始めたサムスン電子は、これまで半導体や移動通信（モバイル）デバイスなど先端技術分野で韓国を代表する世界的な企業に成長し、革新的な技術力を誇る。同社が昨年一年間登録した特許権は 5,255 件である。

2 位は LG 電子で登録件数全体の 2.9%を占める 77,802 件を登録した。1959 年に初めて韓国産ラジオを開発した同社は、デジタル家庭電化製品分野などで技術開発をリードしている。昨年は 2,424 件の特許を登録した。

3 位の現代自動車はこれまで計 54,305 件の特許を登録し、これは全体件数の 2.0%を占める。1967 年設立以降着実に技術開発に取り組み、今は韓国を代表する世界的な自動車メーカーに成長した。

4 位は最近、人工知能(AI)技術の基盤となる広帯域メモリー(HBM:High Bandwidth Memory)の技術力で注目を受けている SK ハイニックスで、これまで計 39,071 件の特許を登録し、5 位は OLED や量子ドット有機 EL (QD) ディスプレイ技術の世界市場をリードしている LG ディスプレイが計 28,544 件を登録した。

【商標権の登録件数トップは（株）アモーレパシフィック、2 位 LG 生活健康】

韓国で商標権は、1949 年天一（チョニル）産業の商標名「天」が第一号商標として登録された以降、昨年末まで計 2,741,047 件の商標が登録された。2029 年ごろに商標登録 300 万号を達成できるとみられる。

商標登録件数 1 位は 1945 年太平洋化学工業社という社名で事業を始めた（株）アモーレパシフィックであり、これまで計 16,514 件の商標を登録した。雪花秀（ソルファス、Sulwhasoo）、ヘラ（HERA）などさまざまな化粧品分野の商標権を保有している。

2 位も化粧品メーカーの LG 生活健康で、これまで計 15,969 件の商標を登録した。同社は THE WHOO など化粧品関連商標やペリオ（PERIOE）という名称の歯磨き粉など生活用品関連の商標権を保有している。

3 位は 9,357 件の商標を登録した株式会社アモーレパシフィックグループ（化粧品など）であり、4 位は食品やエンターテインメント産業で強いブランド力を持っている CJ 株式会社で、これまで計 9,317 件の商標権を登録した。5 位は 9,272 件の商標を登録したロッテ持ち株株式会社である。

知財分野で韓国の多くの企業や個人が活躍し、革新的な技術の発展や創意的なアイデアの保護を図ってきた結果、今日の大韓民国は「特許出願件数世界 4 位」、「国内総生産（GDP）比特許出願件数世界トップ」となり、欧州、日本、中国、米国の特許庁と肩を並べる知財先進 5 か国へと跳躍した。

※韓国の世界知財権ランキング（2023 年）：国内総生産比特許出願 1 位、特許出願 4 位 243,310 件、意匠出願 5 位 59,454 件、商標出願 11 位 314,284 件（出所：WIP02024 年世界的財産指標）

特許庁長は「今回の統計は数値ではなく、これまで大韓民国が成し遂げた産業発展や経済成長の歴史を振り返るものだと思う」とし、「昨今の不確実性の高い国際情勢の中でも韓国企業が知財を基に危機を乗り越え、技術革新をリードするよう全力で支える」と述べた。

2-7 産業部・特許庁・慶尚国立大学、発明の日 60 周年を記念して「技術安保カンファレンス」を開催

韓国特許庁（2025. 5. 9.）

大学における研究・技術安保と知財の重要性を高めるために手を組む！

韓国特許庁は産業通商資源部、慶尚（キョンサン）国立大学と共に発明の日 60 周年を記

念して 5 月 9 日金曜日、慶尚国立大学（慶南（キョンナム）晋州（ジンジュ）市）にて「技術安保カンファレンス」を開いた。

発明の日 60 周年を迎え、積極的な行政活動の一環として開かれた今回のイベントは、国家安保技術分野の最新動向や優秀な対応事例について共有し、知財分野で技術安保教育の活性化をはかる方策について議論するために行われた。

カンファレンスには、特許庁、産業通商資源部、慶尚国立大学のほかにも全国 9 つの知的財産（IP）重点大学※の事業団長、大学生（院生）など約 80 人が参加した。慶尚国立大学知財融合学科リュウ・イェリ教授が「知財と経済安保」をテーマに知財観点での技術安保の重要性について特別講演を行い、KAIST 研究セキュリティチームのキム・グクテ博士が大学の研究を保護する事例について発表した。また、技術安保に関する最近の話題について参加者間の質疑応答や大学における技術安保教育の活性化策について話し合う時間を設けた。

※（事業概要）国家戦略技術・地域主力産業に特化した知財専門人材を育成するために地域別に IP 重点大学を指定し、IP 学位コースの運営、教員向け教育、知財教育コンテンツの開発などを支援

（運営状況）全国 9 つの大学で運営（慶尚（キョンサン）国立大学、忠南（チュンナム）大学、全南（チョンナム）大学、忠北（チュンブク）大学、慶北（キョンブク）大学、江原（カンウォン）大学、済州（チェジュン）大学、全北（チョンブク）大学、釜山（プサン）大学）

カンファレンスの開催に先立ち開かれた懇談会には 9 つの IP 重点大学の事業団長が参加して IP 重点大学の運営体系の改善策や発展方策について話し合った。

特許庁長は「技術覇権争いが激化する国際環境の中で技術と知財を有効に保護するためには大学と研究陣、学生が技術安保への認識を高めることが非常に大事である」とし、「今後も関係機関と連携して大学での技術安保教育を拡大するよう取り組んでいく」と述べた。

2-8 韓国特許庁、「第 15 期 IP マイスタープログラム」の参加者を募集

韓国特許庁（2025. 5. 12.）

産業現場の課題をきらめくアイデアで生徒自ら解決する！

特性化高校・マイスター高校の生徒が産業現場の悩みや課題を解決するアイデアを自ら

提案し、特許出願や事業化までもを経験できる教育プログラムがスタートする。

韓国特許庁は、教育部・中小ベンチャー企業部と共に 5 月 12 日月曜日から 30 日金曜日まで特性化高校・マイスター高校の生徒を対象に知財の創出や活用を支援する「第 15 期知的財産（IP）マイスタープログラム※」の参加者を募集すると発表した。

※職業高校（特性化高校・マイスター高校）の生徒がアイデアの提案から高度化、権利化、試作品の製作、技術移転までのすべてのプロセスを自ら体験し学ぶことができる教育事業で、2011 年から教育部・中小ベンチャー企業部と連携して毎年実施

参加を希望する生徒は 2 人～3 人からなるチームをつくり、発明教育ポータル（[www. ip-edu.net](http://www.ip-edu.net)）にアイデアの提案書を提出して応募する。

募集分野は、日常生活のあらゆるアイデアを提案する「自由課題」と企業が示した産業現場の課題への解決策を提案する「テーマ課題」など計 4 つの分野である。とりわけ、テーマ課題には、（株）ソヨンイファ（自動車部品分野）、韓国馬事会、グリーンコーディング（株）（IT・情報関連教育業）など 33 の企業や公共機関が参加し、産業界と連携する経験を積むことができる。

※IP マイスタープログラム 10 期の受賞者が立ち上げた企業で、今年初めて課題を提案する企業として参加

知財専門家と課題を提案した企業などが審査を行い、選定された 60 チームのアイデアについては特許出願のために弁理士から相談を支援する。その後、そのアイデアの中で受賞作が決められ（10 月）、試作品の製作、アイデアの権利化や技術移転（10 月～12 月）などを支援する。最高賞の教育部長官賞を受賞する 2 チームには海外研修（2026 年 1 月）の機会を与える。

同プログラムはこれまで計 14 回行われ、応募作の累計 13,500 件のアイデアの中で 818 件が特許出願（登録 562 件）され、143 件は企業に技術移転するなど成果を上げている。

特許庁の産業財産政策局長は「生徒らが日常生活や産業現場の課題を自ら解決し、特許出願や技術移転のプロセスを経験することは知財能力を備えた重要人材として成長する上で大きく役に立つと思う。多くの方々の関心や参加を期待する」と述べた。

詳細については発明教育ポータル（www. ip-edu.net）、または、韓国発明振興会（電話：02-3459-2771）にて確認できる。

2-9 特許審判院、発明の日 60 周年を記念して青少年向け「進路体験教室」を実施

韓国特許庁（2025. 5. 12.）

特許審判院と一緒に進路を考えましょう

韓国特許庁特許審判院は、5 月 23 日金曜日、30 日金曜日、6 月 13 日金曜日の 3 日間、政府大田（テジョン）庁舎（大田市西区）にて青少年を対象に特許審判について理解を高めるために「特許審判院進路体験教室」を実施すると発表した。

今回の体験教室は発明の日 60 周年を迎え、青少年たちに特許分野という進路を考えてもらうために行われた。政府大田調査の顧客センターにある特許審判院審判廷で行われ、募集対象は小・中・高（小学生は 5 年生以上）の生徒である。団体、または、個人での申し込みを 5 月 20 日火曜日まで特許審判院ウェブサイト（www.kipo.go.kr/ptab）にて受け付ける。

※日時：5 月 23 日、5 月 30 日、6 月 13 日 14：00～15：00

※申込方法：特許審判院ウェブサイト＞民願/参加＞団体見学案内および申し込み

※団体：5 人以上 25 人以下（保護者を含む）、人数によって日程の調整可能

体験教室は、特許審判制度の理解、模擬口頭審理、審判官との会話などが行われ、特許庁と特許審判院の役割や仕事を体験できる機会になると思われる。

特許審判院長は「今回の体験教室が、青少年たちが特許制度や審判について理解や関心を高め、特許分野に関わる進路を自ら考えてみるきっかけになってほしい」と述べた。

2-10 韓国特許庁、韓国産業技術振興院と共に技術移転・事業化エコシステムづくりに向けた政策懇談会を実施

韓国特許庁（2025. 5. 13.）

技術事業化の現場から取りまとめた意見を政策につなげる！

韓国特許庁は、韓国産業技術振興院（以下、「KIAT」）と共に 5 月 13 日火曜日、韓国技術センター（ソウル市江南区所在）にて技術事業化業界の関係者と需要の観点で考える技術移転・事業化のエコシステムづくりに向けた政策懇談会を開いたと発表した。

懇談会は、「技術事業化アライアンス※」発足（2025 年 3 月 10 日）以降、連携機関であ

る特許庁と KIAT 間における政策の方向性や協力策について議論し、両機関が技術事業化の現場からさまざまな意見を取りまとめて実効性のある政策案を策定するために行われた。

※需要者中心の技術移転・事業化エコシステムづくりに向けて構築した部処横断型産・学・研ネットワーク

懇談会では、特許庁と KIAT が技術取引や事業化への支援事業について紹介した後、参加企業からの建議事項や質疑応答が行われた。参加企業は海外進出向け技術事業化プログラムの確立、民間の技術取引機関へのインセンティブや役割の拡大、技術移転から市場進出まで技術事業化の全サイクルにわたる連携支援の強化などについて意見を示した。

特許庁長は「デジタル・グリーントランスフォーメーション時代では企業が外部から優秀な技術やスキルを採用して事業化を進めるオープンイノベーションの重要性が高まっている」とし、「特許庁は経済的価値の高い『名品特許』が企業の成長エンジンにつながるよう、技術事業化エコシステムづくりに取り組む」と述べた。

2-11 韓国特許庁、慶北(キョンブク)大学と「大邱・慶北 IP SHOW」を開催

韓国特許庁 (2025. 5. 14.)

発明の日 60 周年を記念して若者と知財トークコンサートを実施

知財分野に興味のある若者が自分たちの声を特許庁長に伝える場を設けた。

韓国特許庁と慶北(キョンブク)大学は、発明の日 60 周年を記念して 5 月 14 日水曜日、慶北大学国際経常館(大邱(テグ)広域市北区)にて「大邱(テグ)・慶北(キョンブク) IP SHOW (知財トークコンサート)」を開いた。

このイベントは 60 周年を迎える発明の日の意義を振り返り、大邱(テグ)・慶北(キョンブク)地域の大学生・院生の知財分野への認識向上や進路探索を支えるための行政活動の一環として行われた。

イベントに参加した学生は「発明の日 60 周年の価値」、「知財分野における進路探索と就職・起業戦略」、「地域発展に向けた特許庁・大学間の協力方向性」などさまざまなテーマについて特許庁長と話し合い、知財分野の現在と未来について考える時間を過ごした。

2023 年から知財(IP)重点大学※に指定された慶北大学は、知財融合専攻学位コースの

運営、知財競争力強化プログラムの実施、同地域所在の企業・高校向け IP 教育などを行い、地域の知財エコシステムづくりに大きく貢献している。

※（事業内容）国家戦略技術および地域主力産業に特化した知財専門人材の育成に向けて地域ごとに IP 重点大学を指定し、知財学位コースの運営、教員向け教育、知財教育コンテンツの開発などを支援

特許庁長は「学生たちの情熱と創意力は韓国の成長や発展を率いるエンジンであり、慶北大学は知財人材の育成や革新を図る拠点だと思う」とし、「今後も特許庁はバランスの取れた地域発展、未来産業を率いる知財融合人材の育成に向け手厚く支援していく」と述べた。

2-12 韓国特許庁、産業財産権紛争調停委員会の発足 30 周年記念式を開催

韓国特許庁（2025. 5. 14.）

個人・中小企業の知財紛争を解決する心強い存在

韓国特許庁は 5 月 14 日水曜日、朝鮮（チョソン）パレスソウル江南（カンナム）（ソウル市江南区）にて産業財産権紛争調停※委員会（以下、「委員会」）発足 30 周年記念式を開いた。

※特許・商標・営業秘密など知財紛争を専門家の相談を受けて当事者間の対話と合意により解決する制度で、迅速で経済的に紛争を解決でき、調停成立時に確定判決と同一の「裁判上の和解」の効力があるため、訴訟に代わる紛争解決手段として使われる

【産業財産権紛争調停の発足 30 周年を記念して成果の共有および褒賞などイベントを行う】

記念式には、キム・ワンギ特許庁長、オ・ミンソクソウル中央地方法院長、キム・ヨンソン韓国知識財産保護院長をはじめ、産業財産権紛争調停委員など約 100 人が参加し、30 周年の記念やこれまでの成果を振り返り、紛争解決機能の強化に向けた制度の改善策について話し合った。

記念式では、技術的・法律的な専門性を基に当事者間で紛争の合意による解決を図ってきた調停委員に褒賞を与えた。今年の受賞者は、チョン・ヨンギ弁理士（特許法人チョンアン、商標・意匠分野）、チョン・ヘヤン弁理士（キムアンドチャン法律事務所、特許分野）、イ・ジウン弁護士（法律事務所リバティ、法律分野）であり、最近 3 年間の紛争調停実績、紛争調停制度の発展への寄与度、業務の難易度などを評価し最優秀な 3 人が選ばれた。ま

た、最も長い間、産業財産権紛争調停の発展のために献身してきたキ・ウナ弁護士（タソル特許法律事務所）には感謝牌を授与した。

【産業財産権の紛争調停、1995 年 4 件→2024 年 160 件と着実に成長】

1995 年発足当初は産業財産権の紛争調停の申請件数が 4 件に過ぎなかったが、2017 年 57 件、2021 年 83 件、2024 年には 160 件へと急増するなど着実に成長し、企業の知財紛争を解決する手段として定着している。

とりわけ、直近 10 年間（2015 年～2024 年）における産業財産権紛争調停制度の活用状況を分析したところ、活用主体でみると、個人・中小企業による申請（697 件）が 91%と、比較的に紛争に要する費用や時間の負担が大きい個人・中小企業が多く活用していることがわかった。調停対象をみると、商標・意匠事件（491 件）が全体事件の 64%と最も多く申請されたが、特許・営業秘密の紛争（179 件）も 23%を占め、さまざまな知財分野で幅広く利用されているといえる。期間については事件の受付から処理まで平均 79 日がかかり、訴訟に比べて約 5～8 倍※迅速に処理されていることがわかった。

※直近 5 年間（2019 年～2023 年）第一審の平均処理期間：特許 606 日、商標 368 日（2023 年、知財保護政策執行に関する年次報告書）

成立率をみると、両当事者が調停に応じた件数全体の半分以上（62%）は調停が成立されるなど効果的に紛争を解決したとみられる。知財紛争は、技術の類似性や権利侵害の成否などを判断する難しい内容の紛争であるが、委員会の専門性を積極的に活用した結果、一般的な調停制度※に比べ 30%ポイント以上高い調停成立率となっている。

※民事調停成立率 30.6%（2024 年、司法年鑑）

特許庁長は「産業財産権紛争調停委員会は、技術紛争調停委員会の中で最も歴史が長いだけでなく、最も多くの紛争を受け付け解決している委員会である」とし、「今後も特許庁はより多くの企業が訴訟の代わりに紛争調停により解決を図れるよう、委員会の専門性の強化、裁判所・警察など関係機関との連携の強化、電子調停システムの導入など、ユーザーフレンドリーな制度改善を進めていく」と述べた。

2-13 韓国特許庁、光復 80 年・発明の日 60 周年を迎え「主要国における在外韓国人による発明、特許出願・登録に関する歴史的研究」の結果を発表

韓国特許庁（2025. 5. 15.）

米国への特許出願第一号韓国人は愛国志士クォン・ドイン先生の発明、特許の収益で独

立運動を支援

韓国人の中で初めて米国で特許出願した人は愛国の志士、クォン・ドイン先生（写真、1888～1962）であることがわかった。



韓国特許庁は 15 日、「光復 80 年」および「発明の日 60 周年」を迎えて「主要国における在外韓国人による発明、特許出願・登録などに関する歴史的な研究」※の結果を発表した。

※門戸開放（1876 年）から光復（1945 年）までの主要国（米国、英国、日本、フランス、ドイツ）における特許登録のデータを調査し、韓国人による発明の記録を分析した研究

特許庁は 5 月 15 日木曜日 10 時 40 分、国立大田（テジョン）顕忠院（大田（テジョン）市儒城（ユソン）区）にて発明と独立運動をしてきたクォン・ドイン先生を敬い、その業績を称える記念式を開き、同日 14 時、特許庁（政府大田庁舎 4 棟、大田市西区）1 階にある発明家殿堂にて「独立と発明」をテーマにした企画展示室をオープンすると発表した。

【韓国人による米国への特許出願第一号は愛国志士クォン・ドイン先生、5 月 15 日木曜日、大田（テジョン）顕忠院にて追悼式】

大田（テジョン）顕忠院にて行われる追悼式にはキム・ワンギ特許庁長、チャン・ジョンギョ大田顕忠院長、クォン・ドイン先生の子孫（Paul Stuart Arinaga、外孫、ハワイ在住）が参加する。石碑に「第一号米国特許出願韓国人」という文字を刻み、クォン先生の業績を次の世代へと引き継いでいく。

クォン先生は慶尚北道（キョンサンブクド）英陽（ヨンヤン）郡出身で、1905 年労働移民でハワイに移住し、在米韓国人としては初めて米国で「ミシンの付属装置にかかる特許」を出願（1920 年 9 月 14 日）し 1921 年 9 月 27 日登録を受けた。クォン先生は「竹のカーテン」も発明して特許登録を受けたが、その発明はハワイをはじめ米国の各地で大ヒットし、家具事業で成功を収めたという。事業で得た収益を独立運動の資金として寄付し、独立運動団体である大韓人国民会などで活動していた。妻のイ・ヒギョン夫人（1894 年～1947 年）もハワイで国権回復運動と支援金を集めるなど独立運動に力を入れた。韓国政府は 1998 年に建国勲章愛族章（クォン・ドイン先生）、2002 年に建国褒章（イ・ヒギョン夫人）を授与し、2004 年には国立大田顕忠院の愛国志士墓地でクォン先生夫婦の葬儀を営んだ。

今回の研究結果、愛国志士カン・ヨンスン先生（1888 年～1987 年）が米国で特許を登録した発明者であったこともわかった。カン先生は 1934 年 2 月、「食品及び工程（Food product and process）」という名称の特許を出願し、1936 年 5 月登録を受けた。妻のカン・ウォンシン夫人（1887 年～1977 年）も米国で活発な独立運動を繰り広げた愛国志士であり、韓国政府は 1995 年に建国勲章愛族章（カン・ウォンシン先生）と 2016 年に建国勲章愛族章（カン・ヨンスン夫人）を授与した。

一方、米国で韓国人初の特許を登録したのはパク・ヨンロ先生（生年月日不詳）であることがわかった。パク先生は上記のクォン先生の特許より 2 日遅い 1920 年 9 月 16 日、「釣り竿（Fishing-rod）にかかる特許」を出願し、クォン先生の特許より約 4 月早い 1921 年 5 月 10 日に同特許権を登録した。パク先生は在米独立運動団体の「韓国通信部※」の書記として活動していた記録が残されている。

※米国人に三・一運動（サミル運動、当時の日本からの独立運動）からわかる韓国人の独立に向けた強い熱意や状況を正確に発信し、日本への対抗や韓国の独立に共感を得ることを目的にフィラデルフィアにて設立（1919 年 4 月）

【5 月 15 日木曜日、「独立と発明」企画展示室を政府大田庁舎 4 棟 1 階にてオープン】

特許庁は 5 月 15 日木曜日、政府大田庁舎内にある「発明人の殿堂（特許庁 1 階）」にて「独立と発明」をテーマにした企画展示室をオープンする。

企画展示室では、韓国人特許権者第一号のチョン・インホ先生や米国特許出願第一号韓国人のクォン・ドイン先生をはじめ、カン・ヨンスン先生、パク・ヨンロ先生、チャン・ヨンソン先生など 5 名の発明家について紹介し、チョン先生の発明「馬の尾の毛で作った帽子」、クォン先生の発明「竹のカーテン」、パク先生の発明「釣り竿」などを展示する計画だ。この展示は、独立運動と発明という二つの活動を時代の状況に合わせて実践しながら大韓民国の明るい未来を夢見ていた独立有功発明家の業績や人生の歩みを振り返る、大変意義深い場になると思われる。

特許庁長は「発明により国の独立に向けて献身してこられた愛国志士の方々の精神は、科学技術で成り立つ今日の社会に深い響きを届ける」とし、「『光復 80 年』と『発明の日 60 周年』を迎える今年、今回のイベントが発明と特許の重要性を改めて認識し、未来のイノベーションへとつながるきっかけになってほしい」と述べた。

模倣品関連および知的財産権紛争

3-1 営業秘密の海外流出行為の早期発見に向け通報報奨金制度を盛り込んだ改正不正競争法が国会で成立

韓国特許庁（2025. 5. 2.）

コア技術の海外流出を事前防止するために通報を促す対策を講じる

営業秘密の海外流出を早期に摘発するための報奨金制度が不正競争防止法に追加される。韓国特許庁は、営業秘密の海外流出の防止に大きく貢献した者、または、通報者などに対し特許庁長が報奨金を支給するという内容の「不正競争防止法及び営業秘密保護に関する法律（以下、「不正競争防止法」）」改正案が国会の本会議で（5月1日）成立したと発表した。

最近、世界的に技術覇権争いが激化する中で、韓国企業が有するコア技術を流出する行為が相次いでいる※。

※（2017年～2023年）産業技術の海外流出の摘発件数計 140 件、被害額の規模約 33 兆ウォン（国家情報院）

この対策として特許庁は 2019 年に特許・営業秘密の侵害など技術流出犯罪の専門捜査機関である「技術警察」を発足以降、営業秘密に関わる多くの事件を捜査しており、半導体など国家コア技術の海外流出を遮断する成果を上げるなど、韓国企業の技術の海外流出を防ぐために取り組んでいる。

※（2019年～2024年）技術警察による営業秘密侵害犯罪の刑事立件の実績：390 名

先端技術など営業秘密は一度海外に流出されてしまうと回復が非常に難しいため、犯行を早期に遮断することが何よりも重要である。このような点から、今回の改正案には、営業秘密が海外に流出されることを事前防止し、犯行を早期に把握して被害を最小限に抑えるよう、通報を促すような対策を講じたことに意義がある。具体的な報奨金額の規模や支給要件については今後の法律施行日に合わせて下位の法令にまとめる考えだ。

特許庁の産業財産保護協力局長は「技術専門性を有する技術警察が通報などにより、営業秘密の海外流出に関する情報を早期に把握することができれば、より迅速かつ効率に営業秘密が海外に流出される事態を防ぐことができると期待する」とし、「今後も特許庁は技術流出を防止する専門捜査機関として努力していく」と述べた。

3-2 模倣品個人輸入への取り締まりの法的根拠を明確化する改正商標法が国会で成立

韓国特許庁（2025. 5. 2.）

個人輸入による模倣品流入を防ぐための法改正

韓国特許庁は、個人輸入による模倣品流入への取り締まりに関する法的根拠を明確化する内容を柱とする商標法の一部改正法律案が国会の本会議（5月1日）で成立※したと発表した。

※公布した日から施行予定

商標権侵害の前提となる「商標の使用」に供給する行為を追加することで、海外から国内に配送される模倣品についても商標法上の商標権の侵害物品として扱うように見直した。

昨年一年間、個人輸入により海外から流入された物品が約1億4,000万件と集計され（e-ナラ指標）、その中で模倣品はこの3年間約44%増加※している。

※個人輸入による模倣品流入の取締件数（関税庁）：（2022年）6万件→（2024年）8.7万件

韓国知識財産保護院の調査によると、2024年個人輸入により持ち込まれた模倣品の通報件数（2,772件）のうち、韓国ブランドの模倣品が約4割（1,080件）を占めるなど、韓国企業が受ける被害が大きいことがわかった。

個人輸入の行為が法律上「譲渡」に該当するとの判例の解釈があったが、より実効性のある模倣品対策のために商標法上、明確な根拠の規定を定める必要があるとの意見が関係部処から集まり、今回の改正が進められた。

これにより、商標法上「商標の使用」の下位行為類型として第2条第1項第11号ハ目に「外国における商品又は商品の包装に商標を表示した物を運送業者等他人を介して国内に供給する行為」を追加した。

一方、海外から流入された個人輸入の模倣品から重金属など有害物質が大量に検出※され、健康食品の模倣品の場合は服用後、肝臓の数値が基準値の2倍以上上がるなどの事件が発生※※するなど、個人輸入により流入された模倣品が国民の健康を脅かしているといえる。今回の改正商標法は国民の安全を守る上でも大きく役立つと期待される。

※激安アクセサリ（イヤリング、指輪など）404点のうち96点（全体の24%）から韓

国国内における安全基準値を超えるカドミウム、鉛など発がん性物質が検出（関税庁、2024 年 4 月）

※※00 で購入した健康食品が模倣品だったとは…騙されて使用した人「肝臓の数値が 2 倍以上上がった」（ヘラルド経済の記事、2025 年 2 月 18 日）

特許庁の商標デザイン審査局長は「個人輸入による模倣品流入は韓国企業の権利を害するだけではなく、国民の健康を脅かしている。特許庁は国民の安全と公正な市場秩序を守るために、今回の商標法改正といったさまざまな方策を考えていく」と述べた。

3-3 韓国特許庁、5 月「家庭の月」を控え出産・育児用品にかかる知財権の虚偽表示の取締りを実施

韓国特許庁（2025. 5. 12.）

韓国消費者院と共に実態調査…AI 検索の初採用により虚偽表示を 836 件摘発

韓国特許庁は 5 月「家庭の月」を控え、出産・育児用品を対象に知的財産権が虚偽で表示されている実態を調べた結果、幼児用洗濯洗剤、お風呂用品など 836 件を摘発したと発表した。

今回の企画調査は、韓国消費者院と共に品目を選定して 3 月 24 日月曜日から 4 月 25 日金曜日まで 5 週間実施した。取締りの対象は、ベビーフード、授乳用品、おむつ、幼児用洗濯洗剤、おもちゃなど幼児に使用する製品であり、販売広告などに使われた「特許取得済み」、「意匠登録」、「商標登録」などといった知財権表示の是非について調べた。

【摘発された製品のうち、幼児用洗濯洗剤、お風呂用品、おもちゃ/ベビーマットの順で虚偽表示が多い…消滅した権利の表示が全体虚偽表示の 74.8%と最も多い】

摘発された製品は、幼児用洗濯洗剤 329 件（39.4%）、お風呂用品 160 件（19.1%）、おもちゃ/ベビーマット 116 件（13.9%）、幼児服 77 件（9.2%）、消毒・除菌用品 59 件（7.1%）、おむつやお出かけ用品 56 件（6.7%）、安全用品 39 件（4.7%）などである。このうち「特許権」の虚偽表示が 506 件（60.5%）と最も多く、次に意匠 322 件（38.5%）、実用新案 8 件（1%）となっている。

虚偽表示の類型をみると、権利消滅後も有効な権利として表示した場合が 625 件（74.8%）と最も多く、知財権名称の誤記 177 件（21.1%）、拒絶となったものを登録したと表示した場合が 34 件（4.1%）である。

【初めて人工知能（AI）検索を採用して虚偽表示の摘発件数が大きく増加（314 件→836 件）】

今回の調査では初めて AI 検索が採用された。これまで虚偽表示を取り締まる際に「特許を受けた幼児用品」といった語句を入力して検索する形をとっていたが、AI 活用により商品詳細ページ（画像）から虚偽表示の有無を検知することでさまざまなルートで使われる知財権虚偽表示の是非を把握することができた。その結果、企画調査 1 回当たり平均 314 件摘発（2024 年取締り）から 836 件へと摘発件数が大きく増え、AI 検索が有効に活用されていることがわかった。

知財権の表示は商品の信用を左右する重要なものであり、幼児用品の購入が多い保護者には商品への信頼に敏感に反応するために、表示の文言一つが消費者の被害につながる事態が起こりうるため注意が必要となる。

特許庁は虚偽表示だと判断した製品に対し表示を訂正するよう勧告し、行政措置や法律上手続きについて案内する予定であり、正しい知財権表示のガイドラインを配布してオンライン上の販売者が販売投稿を上げる際の自己チェック用に活用してもらう方針だ。

特許庁の産業財産保護協力局長は「出産・育児用品は妊婦や幼児の健康・安全につながる品目であるため、信頼できる市場環境づくりが何より重要だと思う」とし、「国民の健康と安全に関わる製品に対し知財権の虚偽表示の取締りを強化し、知財権を正しく表示する文化を定着させるために取り組む」と述べた。

知財権虚偽表示の通報は、知財権虚偽表示通報センターウェブサイト（<https://www.ipnavi.or.kr/falsemark>）、または、電話（1670-1279）にて詳しく相談できる。

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 韓国特許庁、企業の経営戦略に役立つ直近 10 年の商標登録出願ビッグデータ約 230 万件を公開

韓国特許庁（2025. 5. 7.）

大手企業では専門サービス業、中小企業では卸・小売業分野の出願件数が増加

韓国特許庁は 6 日、直近 10 年間（2015 年～2024 年）の商標ビッグデータを基に、産業別

の商標出願の動向、主要・コア産業の変化、商標と景気変動の関係、出願人類型別の産業の特徴などを分析した結果を企業が活用できるよう提供すると発表した。

【製造業、情報通信、卸・小売業からの出願の割合が増加】

特許庁は、直近 10 年間集めた約 230 万件の商標登録出願データを基に産業分野別の出願や割合の変化などを分析した。

産業分野別の出願動向をみると、製造業による商標登録出願が約 125 万件と最も多くなっている。次は通信サービス/コンテンツ/ゲームなど情報通信関連産業が約 46 万件、流通・販売の卸・小売業が約 40 万件の順となっている。製造業の場合、食料品など日常生活に密接に関わる分野での出願が多かった。

産業分野の割合の変化をみると、卸・小売業は 13.7%から 20.6%と増え、情報通信業は 17.4%から 19.9 へと増加している。一方、化粧品など製造業の件数は 55.1%から 52.2%と減少している。これは、韓国経済の産業構造が製造業からサービス業へとシフトしており、商標登録出願の動向もこのような産業構造の変化から影響を受けていると思われる。

【大手企業は専門サービスや情報通信分野、中小企業は卸・小売業分野の出願が増加傾向】

出願人を類型別でみると、大手企業は研究開発や情報分析といった知財基盤の高付加価値の専門サービスや情報通信分野の出願件数がこの 10 年間、それぞれ年平均 3.2%、2.8%増加している。

一方、小規模事業者など中小企業の場合はオンライン消費の拡大やオンライン上での流通の活性化により、卸・小売業分野の出願件数がこの 10 年間年平均 8.4%と最も大きく増えた。

【商標ビッグデータ、産業や景気の動向を把握する資料として活用できる】

韓国銀行が発表した「企業景気予測調査（BIS）」を基に産業別に商標登録出願と景気変動の関係を分析した結果、製造業、卸・小売業、専門サービス業での商標登録出願は景気の動きと「一致」または「遅行」して反応することがわかった。

一方、「建設業、運輸倉庫業」では景気の動向に先行していることがわかった。これは、産業や景気の動向を把握・予測できる統計資料として商標登録出願データが活用できる

ことを意味する。

特許庁は 2023 年から商標情報を産業的な観点から分析して有望な市場分野を把握し、企業のビジネス戦略をサポートする「商標ビッグデータ分析事業」を行っている。今後も商標情報が景気指標の一つとして活用されるよう統計関連機関との連携も進めていく考えだ。

また、このような分析結果を基に毎月、産業別の協会や団体を訪問し、産業別に商標制度やビジネス戦略について説明し、現場の声を集める考えだ。

特許庁の商標デザイン審査局長は「この 10 年間ににおける商標登録出願ビッグデータの分析により、韓国経済や産業の流れを把握し、企業が商標を使ったビジネス戦略を立てる上で有用な情報を提供できると期待される」とし、「今後は海外市場の環境や世界的なライバル会社の商標まで分析の幅を広げ、韓国企業の海外進出により積極的に寄与できる方向性で事業を拡大していく」と述べた。

その他一般

※今号はありません。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：kos-jetroip@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム